

東京都庁体育会水泳部規約 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1から第5条まで (現行のとおり)</p> <p>(入・退部の手続き)</p> <p>第6条 部への入部又は退部は、<u>それぞれ「東京都庁体育会水泳部 入部届」(様式1) 又は「東京都庁体育会水泳部 退部届」(様式2) により</u>部に届け出るものとし、委員会がこれを承認する。</p> <p><u>(休部)</u></p> <p><u>第7条 休部は、「東京都庁体育会水泳部 休部届」(様式3) により部に届け出るものとし、委員会がこれを承認する。</u></p> <p>(入部費及び部費)</p> <p>第8条 部への入部費は2,000円とし、入部承認後速やかに納入するものとする。</p> <p>2 部費は、年 <u>12,000</u>円とし、総会終了後速やかに納入する。</p> <p>3 中途入部者の部費は、月 <u>1,000</u>円の割で入部時に納入する。</p> <p>4 <u>前条の規定により休部した部員の部費は、月 1,000円の割で免除する。既に納入済みの場合は、免除された金額を返金する。なお、一月の半数以上の日数を休部する場合に一月とする。</u></p> <p>5 3月31日をもって定年退職又は、再任用任期満了予定の部員は、部費を免除する。ただし、定年退職に引き続き再任用職員となる部員又は、その任期の更新をする部員のうち、引き続き部員の継続を希望する場合は<u>第2項</u>と同様の取り扱いとする。</p> <p>6 いったん納入した部費は、返却しないものとする。ただし、普通</p>	<p>第1から第5条まで (略)</p> <p>(入・退部の手続き)</p> <p>第6条 部への入部又は退部は、所定の様式に基づいて部に届け出るものとし、委員会がこれを承認する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(入部費及び部費)</p> <p>第7条 部への入部費は2,000円とし、入部承認後速やかに納入するものとする。</p> <p>2 部費は、年 <u>9,000</u>円とし、総会終了後速やかに納入する。</p> <p>3 中途入部者の部費は、月 <u>750</u>円の割で入部時に納入する。</p> <p>4 3月31日をもって定年退職又は、再任用任期満了予定の部員は、部費を免除する。ただし、定年退職に引き続き再任用職員となる部員又は、その任期の更新をする部員のうち、引き続き部員の継続を希望する場合は<u>上記2</u>と同様の取り扱いとする。</p> <p>5 いったん納入した部費は、返却しないものとする。ただし、普通退職又は勧奨退職により資格を失った場合は、月 <u>750</u>円の割で返却する。</p>

<p>退職又は勧奨退職により資格を失った場合は、月 <u>1,000</u> 円の割で返却する。</p> <p>(部の機関)</p> <p>第<u>9</u>条 (現行のとおり)</p> <p>(総 会)</p> <p>第<u>10</u>条 総会は、部の最高決定機関で次の事項を議決する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)から(6)まで (現行のとおり)</li> <li>2 定期総会は、毎年会計年度終了後 2 か月以内に開催する。なお、臨時総会を開催することができる。臨時総会は、前項のほか、委員会の決定事項以外について決定する。</li> <li>3 (現行のとおり)</li> </ol> <p>(委員会)</p> <p>第<u>11</u>条 委員会は、前条の規定により選出された部長及び委員により構成し、年間事業計画の決定及び執行にあたるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 (1)から(4)まで (現行のとおり)</li> <li>(5) <u>前条第1項(2)から部長及び他の委員の合計数を差し引いた人数を上限とする。</u></li> <li>3 から 6 まで (現行のとおり)</li> </ol> <p><u>(開催方法)</u></p> <p>第<u>12</u>条 <u>総会、委員会、その他部が実施する事業は、オンライン又は対面及びオンラインの併用により開催することができる。</u></p>	<p>(部の機関)</p> <p>第<u>8</u>条 (略)</p> <p>(総 会)</p> <p>第<u>9</u>条 総会は、部の最高決定機関で次の事項を議決する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)から(6)まで (略)</li> <li>2 定期総会は、毎年会計年度終了後 2 か月以内に開催する。なお、臨時総会を開催することができる。臨時総会は、前項のほか、委員会の決定事項以外について決定する。<u>また、電子メール等による開催も可能とする。</u></li> <li>3 (略)</li> </ol> <p>(委員会)</p> <p>第<u>10</u>条 委員会は、前条の規定により選出された部長及び委員により構成し、年間事業計画の決定及び執行にあたるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 (1)から(4)まで (略)</li> <li>(5) <u>第9条1項(2)から上記(1)から(4)の合計数を差し引いた人数を上限とする。</u></li> <li>3 から 6 まで (現行のとおり)</li> </ol> <p><u>(新設)</u></p>
---	---

(部員の退職又は死亡)

第1\_3条 (現行のとおり)

(会 計)

第1\_4条 (現行のとおり)

(O B ・ O G会)

第1\_5条 (現行のとおり)

(設立年月日)

第1\_6条 (現行のとおり)

#### 附 則

この規約は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規約は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規約は、昭和 55 年 4 月 7 日から施行する。

#### 附 則

この規約は、昭和 60 年 4 月 8 日から施行する。

#### 附 則

この規約は、昭和 63 年 3 月 31 日から施行する。

#### 附 則

この規約は、平成 10 年 3 月 20 日から施行する。

(部員の退職又は死亡)

第1\_1条 (略)

(会 計)

第1\_2条 (略)

(O B ・ O G会)

第1\_3条 (略)

(設立年月日)

第1\_4条 (略)

#### 附 則

この規約は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 12 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 17 年 2 月 26 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 18 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 25 年 2 月 22 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 2 月 22 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 2 月 21 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 31 年 2 月 23 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5 年 2 月 18 日から施行する。

改 正

昭和 52 年 4 月 21 日、昭和 54 年 4 月 1 日、昭和 55 年 4 月 7 日、昭和 60 年 4 月 8 日、昭和 63 年 3 月 31 日、平成 10 年 3 月 20 日、平成 12 年 3 月 24 日、平成 17 年 2 月 26 日、平成 18 年 7 月 9 日、平成 21 年 4 月 1 日、平成 23 年 1 月 1 日、平成 25 年 2 月 22 日、平成 26 年 2 月 22 日、平成 27 年 2 月 21 日、平成 31 年 2 月 23 日、令和 5 年 2 月 18 日

改 正

昭和 52 年 4 月 21 日、昭和 54 年 4 月 1 日、昭和 55 年 4 月 7 日、昭和 60 年 4 月 8 日、昭和 63 年 3 月 31 日、平成 10 年 3 月 20 日、平成 12 年 3 月 24 日、平成 17 年 2 月 26 日、平成 18 年 7 月 9 日、平成 21 年 4 月 1 日、平成 23 年 1 月 1 日、平成 25 年 2 月 22 日、平成 26 年 2 月 22 日、平成 27 年 2 月 21 日、平成 31 年 2 月 23 日

## 様式1

様式1 東京都庁体育会水泳部 入部届			
私は、東京都庁体育会水泳部に入部したいので、入部費を添えて、下記のとおり届出します。			
ふりがな		生年 月日	生
氏名			
職 場			
所 属			
郵 便			
電 話		FAX	
自 宅			
住 所	〒		
電 話		FAX	
携 帯			
メールアドレス		(tootメール登録に○)	
携 帯			
自 宅			
職 場			
その 他			
得意種目とベスト記録	水泳歴		
ご挨拶			
以下のユニホームが入部時の初回だけ1枚ずつ配布されますので、サイズを記載してください。 ジャージは購入を希望する場合、記載してください。 ○Tシャツ(LL) ○ハーフパンツ(LL) ○ジャージ上(LL) ○ジャージ下(LL)			
年 月 日			
東京都庁体育会水泳部員 数			
会員			
会員			
決済日			
庄 名			

様式2

(様式2)

東京都庁体育会水泳部 退部届

私は、東京都庁体育会水泳部を退部したいので、届出します。

年 月 日

東京都庁体育会水泳部長 殿

氏名

委員							
決済日							

### 樣式 3